

新川暫定広場ご利用に際しての注意事項

皆様に新川暫定広場を安全・安心にご利用いただくため、原則として以下の行為を行うことはできません。ご理解・ご協力をお願いいたします。

- ・営利行為をすること。
- ・広場を損傷し、又は汚損すること。
- ・樹木を伐採すること。
- ・土を掘ること。
- ・はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- ・自動車を乗入れ、又は駐停車すること（障がい者用を除く。）。
- ・施設周辺の路上等に駐車すること。
- ・喫煙し、又は火気を取り扱うこと。
- ・特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用すること。
- ・特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用すること。
- ・秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすこと。
- ・掛け声や騒音に繋がるような音を出すこと。
- ・飲酒すること。
- ・市で定める管理エリアに立入ること。
- ・物品の販売や募金活動をする事。
- ・ペットを入場させること。
- ・広場を独占して使用すること。
- ・使用の権利を譲渡、転貸すること。
- ・市が指定する場所以外でボール遊びをすること。
- ・バットや硬いボールなどを使用すること。
- ・人工芝で金具のスパイクを使用すること。
- ・その他危険な行為や他人に迷惑を及ぼす行為を行うこと。
- ・その他管理上支障があると認められる行為をすること。

※ ごみは必ず持ち帰りをお願いします。